

新千歳－神戸線誘客プロモーション業務 実施要領

令和4年12月

(一財) 神戸観光局

令和4年度 新千歳－神戸線 誘客プロモーション実施要領

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
新千歳 - 神戸線における誘客プロモーション業務
- (2) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和5年3月31日（納品完了）まで
- (4) 契約上限額
金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

3 事業者選定スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募要領の公表、各書類の配布 | 令和4年12月9日（金） |
| (2) 参加申請の提出期限 | 令和4年12月16日（金）午後5時まで |
| (3) 質問期限 | 令和4年12月20日（火）午後5時まで |
| (4) 質問への回答 | 令和4年12月23日（金）予定 |
| (5) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和5年1月6日（金）午後5時まで |
| (6) 受託候補者の提案発表 | 令和5年1月11日（水） |
| (7) 受託候補者の決定 | 令和5年1月中旬予定 |

4 応募方法等

- (1) 募集要領等の公表、各書類の交付
令和4年12月9日（金）から神戸観光局ホームページのお知らせ欄に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>
※郵送による交付は行わない。

(2) 参加申請書の提出

- ・受付期間 令和4年12月9日(金)から令和4年12月16日(金)午後5時まで
- ・提出先 一般財団法人神戸観光局 E mail: tourism_promotion@kcva.or.jp
- ・提出書類
 - ア 参加申請書(様式第1号)
 - イ 参加資格確認書(様式第2号)

(3) 質問および回答

質問がある場合は、質問票(様式第3号)に必要事項を記載し、令和4年12月20日(火)午後5時までに本要領8に記載の電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

なお、回答は参加申込者全員に対し、令和4年12月23日(金)までに電子メールでの回答を予定している。なお、質問者の氏名は公表しない。

また、神戸観光局の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

5 企画提案書・見積書の提出

(1) 企画提案書の提出

- ア 事業企画提案書提出書(様式第4号)
- イ 企画提案書

企画提案書の書式はA4版(様式自由)とし、タイトルは「令和4年度 新千歳ー神戸線 誘客プロモーション実施業務」とすること。また、仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を企画案として提示すること。

- ① メディアへの露出
- ② SNSを活用したPR
- ③ 現地市街地エリアでの情報発信
- ④ 現地プロモーション
- ⑤ スケジュール工程表

(2) 見積書の提出

- ア 様式: 自由、内訳がわかるよう記載すること
- イ 用紙サイズ: A4サイズ

(3) その他提出書類

直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可

(4) 提出部数

- ア 事業企画提案書提出書(様式第4号)および企画提案書 各6部
- イ 見積書 6部
- ウ 会社概要またはパンフレット等 6部
- エ 企画提案書のCD-R等の電子媒体 1部

(5) 提出方法

持参又は8に定める担当部署に郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)とする。

(6) 提出期限

令和5年1月6日(金)午後5時まで

6 選定方法・結果の通知・契約

企画提案会にて提出された企画提案書等の内容に対する審査を行い、下記の評価基準に基づき、最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。

委託予定業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行うことがある。

(1) 企画提案会の実施

ア 開催日時

令和5年1月11日(水)10:00~

イ 場所

一般財団法人神戸観光局
オンライン(zoom)も可

ウ プレゼン時間

1社20分以内、選定委員からの質疑10分間

エ 説明者(参加者は1社4名まで)

実際に本委託業務に携わる者(プロジェクトリーダー又は、プロジェクトリーダーに準ずる者)が行うこと。

(2) 評価基準

| 評価項目 | 内容 | 配点 |
|------------------------|---|-----|
| 1 プロモーション全体に係る方針(120) | 業務の趣旨を十分理解し、考え方が明確で目的に沿った効果的な提案となっているか。 | 30 |
| | 神戸(兵庫県内周辺エリア含む)および就航路線の航空会社の魅力が発信できる方法・構成になっているか。 | 30 |
| | ターゲットに影響力のあるインフルエンサーが提案されており、神戸の魅力が効果的に届く内容となっているか。 | 30 |
| | 現地で神戸の露出が明確であり、有効性のあるプロモーションの内容となっているか。 | 30 |
| 2 スケジュール及び実施計画の妥当性(20) | 事業全体のスケジュール及び実施計画が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。 | 20 |
| 3 見積内容(10) | 事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。 | 10 |
| 合 計 | | 150 |

7 その他の注意事項

- (1) 本件の参加に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (5) 提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

8 問い合わせ先及び書類の提出先

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

一般財団法人神戸観光局 観光部 大野・丹羽

電話：078-262-1916

FAX：078-230-0808

電子メールアドレス：tourism_promotion@kcva.or.jp